

大雨災害による被災者支援制度一覧



このチラシは、令和5年7月7日からの大雨により被災された方への支援制度を一覧にしたものです。(令和5年10月12日時点)
 ※支援の内容は被災の程度や世帯の状況により異なります。

種別	番号	支援メニュー	対象世帯 (り災証明被害区分)						支援内容	担当課	
			床上浸水								
			全壊	大規模半壊	中規模半壊	半壊	準半壊	準半壊未満			床下浸水
復 旧 支 援	1	り災証明書等の交付	○	○	○	○	○	○	○	被災した住家等に係るり災証明書・被災証明書を交付（農業関係被害は農政部で発行）	生活支援第1・2課 電話 30-9023 FAX 30-9710
	2	災害見舞金	○	○	○	○	○	○	×	災害により重傷を負った方又は住宅が一定以上の災害を受けた方に対し、見舞金を支給	生活支援第1・2課 電話 30-9023 FAX 30-9710
	3	災害援護資金の貸付	担当課へ お問い合わせください						被災世帯の生活の立て直しに必要な資金の貸付（貸付限度額は、被害の程度、世帯主の負傷の有無等により区分） ※申込期限は令和5年10月31日まで	生活支援第1・2課 電話 30-9023 FAX 30-9710	
	4	被災者生活再建支援制度	○	○	△	△	×	×	×	災害により住家が全壊するなどの被害を受けた世帯に対し、被災者生活再建支援金を支給（被害の程度や住宅の再建方法により区分された額を支給）	生活支援第1・2課 電話 30-9023 FAX 30-9710
	5	被災者住宅再建支援事業 (利子補給)	○	○	○	△	×	×	×	福岡県内で住宅を再建（新築、購入又は改修）するために金融機関等から融資を受けた場合に、その利子の支払額を補助	住宅政策課 電話 30-9139 FAX 30-9743
	6	生活福祉資金貸付	○	○	○	○	○	○	○	低所得世帯、障害者世帯又は高齢者世帯に対し、被災したことにより臨時に必要な経費を貸付（官公庁が発行する被災証明書等申請に必要な書類の提出をお願いしている）	久留米市社会福祉協議会 電話 34-3035 FAX 34-3090
	7	生活必需品(布団)の給与	○	○	○	○	○	○	×	災害により布団類を失った方に対する布団（上下一組）の支給	生活支援第1・2課 電話 30-9023 FAX 30-9710
	8	各種証明書の 交付手数料免除	○	○	○	○	○	○	○	災害復旧に関する手続きに必要な、住民票の写し等の各種証明書の交付手数料を免除	市民課 電話 30-9027 FAX 30-9758 税収納推進課 電話 30-9005 FAX 30-9753
	9	市営住宅の一時提供	○	○	○	○	○	○	×	床上浸水の被害者に、一時入居先として市営住宅を提供（敷金・家賃は免除、期間は最大1年間）	市営住宅課 電話 30-9086 FAX 30-9743
	10	住宅の応急修理	×	○	○	○	○	×	×	被害を受けた住宅に住むための応急修理に要する費用の支援	住宅政策課 電話 30-9139 FAX 30-9743
	11	被災家屋等の公費解体	○	×	×	×	×	×	×	り災証明で全壊と判定された家屋等を対象とした解体の実施と、既に解体した場合の解体費用の償還	公費解体プロジェクト 電話 30-9147 FAX 30-9715
	12	生活家電購入費等の給付	○	×	×	×	×	×	×	全壊の住家被害を受けた世帯に対し、生活に必要な家電購入費等を支給	住宅政策課 電話 30-9139 FAX 30-9743
	13	ボランティアによる 被災住宅復旧支援 (家の片付けなどが難しい方)	○	○	○	○	○	○	○	被災して自力では生活復旧が困難な世帯の生活環境回復の支援	久留米市社会福祉協議会 電話 34-3035 FAX 34-3090

種別	番号	支援メニュー	対象世帯 (り災証明被害区分)						支援内容	担当課
			床上浸水							
			全壊	大規模半壊	中規模半壊	半壊	準半壊	準半壊未満		
復旧支援	14	災害ごみの持ち込み	○	○	○	○	○	○	災害ごみを上津・宮ノ陣クリーンセンターに直接持ち込む場合の処理手数料の減免 ※令和5年10月2日(月)からは、減免手続きにり災証明書が必要。なお、減免は、原則12月2日(土)をもって終了	施設課 電話 27-5371 FAX 27-5443
	15	井戸水の水質検査の情報提供	担当課へ お問い合わせください						水質検査を行う専門業者の情報提供 (市では検査は行わない)	保健所衛生対策課 電話 30-9727 FAX 30-9833
	16	車、軽トラックの無料貸出	担当課へ お問い合わせください						豪雨の影響で被害に遭われた方、支援活動を行う方を対象に車の無料貸し出し支援を田主丸地区にて実施。	(一社) 日本カーシェアリング協会 電話 050-5482-3677
	17	災害復興住宅融資	担当課へ お問い合わせください						住宅に被害を受けられた方に、住宅の建替え、補修等に必要な資金の融資	独立行政法人 住宅金融支援機構 コールセンター 電話 0120-086-353
	18	り災証明交付申請代行	○	○	○	○	○	○	り災証明書交付申請の無料代行申請	福岡県行政書士会 くるめ支部 電話 050-5369-0724
税・公共料金など	1	市税の減免	○	○	○	○	○	×	災害で被害を受けられた状況により、市税の減免	市民税課 電話 30-9008 FAX 30-9753 資産税課 電話 30-9013 FAX 30-9753
	2	市税の納付の猶予	○	○	○	○	○	○	災害で被害を受けられた状況により、市税の納税の猶予	税収納推進課 電話 30-9006 FAX 30-9753
	3	国民健康保険料の減免及び納付の猶予	○	○	○	○	○	×	被害の程度により国民健康保険料の減免又は納付の猶予	健康保険課 電話 30-9030 FAX 30-9751
	4	後期高齢者医療保険料の減免及び納付の猶予	○	○	○	○	○	×	被害の程度により後期高齢者医療保険料を減免又は納付の猶予	健康保険課 電話 30-9030 FAX 30-9751
	5	介護保険料の減免	○	○	○	○	○	×	被害の程度により介護保険料を減免	介護保険課 電話 30-9240 FAX 36-6845
	6	国民年金保険料の免除	担当課へ お問い合わせください						被害の程度により国民年金保険料を免除 ただし、将来受け取る年金額が減少します	医療・年金課 電話 30-9032 FAX 30-9107
	7	九州電力電気料金などの特別措置	担当課へ お問い合わせください						電気料金の支払期日の延長、不使用月の電気料金の免除、工事費の免除などを実施	九州電力株式会社 久留米営業所 電話 0120-639-462
	8	NTTドコモ各種支援措置	担当課へ お問い合わせください						被災された地域のお客さまを対象に支援策が掲載されています	NTTドコモ ※NTTドコモのHPをご確認ください
	9	KDDI各種支援措置	担当課へ お問い合わせください						被災された地域のお客さまを対象に支援策が掲載されています	KDDI ※KDDIのHPをご確認ください
	10	SoftBank各種支援措置	担当課へ お問い合わせください						被災された地域のお客さまを対象に支援策が掲載されています	SoftBank ※SoftBankのHPをご確認ください
	11	放送受信料の免除	担当課へ お問い合わせください						半壊、半焼又は床上浸水以上の程度の被害を受けた建物の放送受信料を免除	NHK福岡放送局 営業推進部 電話 092-715-7111
	12	国税の納税の猶予などの支援措置	担当課へ お問い合わせください						災害による申告・納付等の期限延長や納税の猶予など	久留米税務署 電話 0942-32-4461
	13	県税の減免などの軽減措置	担当課へ お問い合わせください						個人事業税・自動車税(種別割)・不動産取得税等の減免、申告等の期限の延長、徴収猶予など	福岡県久留米県税事務所 電話 0942-30-1012

種別	番号	支援メニュー	対象世帯 (り災証明被害区分)						支援内容	担当課	
			床上浸水								
			全壊	大規模半壊	中規模半壊	半壊	準半壊	準半壊未満			床下浸水
医療・福祉・健康	1-1	公費負担医療の取扱い (被爆者・指定難病・肝炎・小児慢性特定疾病)	○	○	○	○	○	○	×	指定する公費負担医療に関する受給者証の提出が出来ない場合に、申し出により氏名・生年月日・住所を確認することで受診を可能とする	保健所健康推進課 電話 30-9729 FAX 30-9833
	1-2	公費負担の取り扱い (養育医療、育成医療)	担当課へ お問い合わせください						指定する公費負担医療に関する受給者証の提出が出来ない場合に、申し出により氏名・生年月日・住所を確認することで受診を可能とする	こども子育てサポートセンター 電話 30-9731 FAX 30-9718	
	2	国民健康保険医療費の一部負担(窓口負担)の減免	○	○	○	○	○	○	×	国保加入者の方が医療機関で受診する際の一部負担金を減免	健康保険課 電話 30-9029 FAX 30-9751
	3	後期高齢者医療費の一部負担(窓口負担)の減免	○	○	○	○	○	○	×	後期高齢者医療加入者の方が医療機関で受診する際の一部負担金を減免	健康保険課 電話 30-9029 FAX 30-9751
	4	被保険者証等の提示	○	○	○	○	○	○	○	被保険者証等を紛失または家庭に残したまま避難しているために医療機関等へ提示できない方への医療機関等の受診を支援	健康保険課 電話 30-9029 FAX 30-9751
	5	障害福祉サービス等利用料の免除	○	○	○	○	○	○	×	被害の程度により障害福祉サービスの利用者負担額を免除	障害者福祉課 電話 30-9035 FAX 30-9752
	6	更生医療、療養介護、補装具の自己負担金の免除	○	○	○	○	○	×	×	被害の程度により、更生医療、療養介護、補装具の自己負担金を免除	障害者福祉課 電話 30-9035 FAX 30-9752
	7	介護サービス利用料の減免	○	○	○	○	○	○	×	被害の程度により介護サービス利用料の減免	介護保険課 電話 30-9036 FAX 36-6845
8	排水ポンプの貸し出し	○	○	○	○	○	○	○	床下浸水した家屋の感染症予防を目的とした、乾燥を促すための排水ポンプを貸し出し	環境保全課 電話 30-9043 FAX 30-9715	
子育て・教育	1	母子父子寡婦福祉資金貸付	担当課へ お問い合わせください						災害により住居(持ち家)に被害があった母子、寡婦、父子家庭に対する貸付	家庭子ども相談課 電話 30-9063 FAX 30-9718	
	2	妊婦健康診査等の各種母子保健サービス	担当課へ お問い合わせください						各種母子保健サービスを行う	こども子育てサポートセンター 電話 30-9731 FAX 30-9718	
	3	保育料の減免	○	○	○	○	○	○	×	床上浸水等により、住宅、家財又はその財産について著しい損害を受けた場合、保護者の保育料を減免	子ども保育課 電話 30-9025 FAX 30-9718
	4	学童保育所利用料の減額	担当課へ お問い合わせください						児童の保護者が、床上浸水等により、住宅、家財又はその財産について著しい損害を受けたと認められる場合、学童保育所利用料を減額	久留米市学童保育所連合会 電話 38-2045 FAX 38-0014	
	5	一時預かり利用料の還付	担当課へ お問い合わせください						被災に関連して子育て交流プラザくるるん、久留米市児童センターの一時預かりを利用された場合、利用料の還付を実施	こども子育てサポートセンター 電話 30-9302 FAX 30-9718	
	6	市立高等学校授業料等の減免	○	○	○	○	○	○	○	被災により学費の負担が困難になった久留米市立高等学校在籍生徒または受検者、入学者の保護者に対し、今後の授業料等を減免。入学志願者の入学検査料、入学者の入学料を免除	南筑高等学校 電話 43-1295 FAX 45-1028 久留米商業高等学校 電話 33-1285 FAX 33-1891

種別	番号	支援メニュー	対象世帯 (り災証明被害区分)					支援内容	担当課	
			床上浸水							床下浸水
			全壊	大規模半壊	中規模半壊	半壊	準半壊			
子育て・教育	7	児童・生徒へのカウンセリング等	担当課へお問い合わせください					被災したことによる不安や悩みに対し、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーによるカウンセリング等の支援	学校教育課 電話 30-9216 FAX 30-9719	
	8	児童・生徒への教科書の給与	○	○	○	○	○	○	床上浸水等により、教科書や学用品を紛失または損傷した児童生徒に教科書等の現物給与(所要要件あり)	学校教育課 電話 30-9217 FAX 30-9719
	9	就学援助	○	○	○	○	○	○	国公立小中学生の保護者で、給食費や学用品費などのお支払いにお困りの方への援助認定になった場合は、申請月分からの就学援助費を支給	学校保健課 電話 30-9273 FAX 30-9719
	10	JASSO災害支援金	担当課へお問い合わせください					学生やその生計維持者・留学生のみなさんが住んでいる家が半壊以上の被害を受けたり、床上浸水となった場合の支援	独立行政法人日本学生支援機構(JASSO) 電話 03-6743-6011 FAX 03-6743-6662	
産業	1	商工業者相談窓口	担当課へお問い合わせください					商工業者の相談	商工政策課 電話 30-9133 FAX 30-9707	
	2	緊急経営支援資金(一般枠)	担当課へお問い合わせください					災害等の発生により被害を受けた事業者への融資、融資金額が350万円以内の場合、信用保証料相当額を補給	商工政策課 電話 30-9133 FAX 30-9707	
	3	緊急経営支援資金(災害復旧枠)	担当課へお問い合わせください					事業復旧に要する設備・運転資金を貸し付け利率0.8%、市が信用保証料を全額負担	商工政策課 電話 30-9133 FAX 30-9707	
	4	農業被害者相談窓口	担当課へお問い合わせください					農業被害の問い合わせ、被災証明書(農業関係)の申請、相談窓口の開設	農政部総務 電話 64-9985 FAX 30-9717	
	5	ボランティアによる農地復旧を希望される方の受付について	担当課へお問い合わせください					主に、ボランティアが手作業により活動できる農地復旧作業を支援 例：果樹や植木の幹回りの土砂だしなど	久留米農地復旧ボランティアセンター(農政部総務) 電話 080-8959-8831 FAX 30-9717	
	6	久留米農地復旧団体ボランティアの募集開始	担当課へお問い合わせください					農業者から依頼があった現場での農地復旧ボランティア活動を実施	久留米農地復旧ボランティアセンター(農政部総務) 電話 080-8959-8829 FAX 30-9717	
	7	厚生年金保険料等の納付猶予(事業主・船舶所有者の方)	担当課へお問い合わせください					災害により財産に相当な損害を受けた場合、保険料の納付を猶予	久留米年金事務所 電話 33-6192 FAX 34-6192	
相談窓口	1	健康相談	○	○	○	○	○	○	被災による体の不調や健康に関する相談	保健所地域保健課 電話 30-9033 FAX 30-9833
	2	ペット(犬・猫)に関する相談	担当課へお問い合わせください					被災時のペット(犬・猫)の飼育や管理についての相談、動物病院の情報提供	保健所衛生対策課(動物管理センター) 電話 30-1500 FAX 30-1788	
	3	こころの健康相談	○	○	○	○	○	○	被災時の様々なこころの不調等に関する相談	保健所保健予防課 電話 30-9728 FAX 30-9833
	4	女性のための相談(DV相談、性被害・性暴力相談等)	○	○	○	○	○	○	女性相談員による電話、面接での相談	男女平等推進センター 電話 30-7802 FAX 30-7811
	5	被災者の為の無料法律相談	担当課へお問い合わせください					被災された方及びその家族からの災害に関連する相談	福岡県弁護士会筑後部会 久留米法律相談センター 電話 30-0144	
被災者を応援	1	ふるさと納税による災害支援寄附	/					災害支援のための寄附を受付	総務部総務課 電話 30-9744 FAX 30-9706	
	2	久留米市災害義援金の受付	/					被災者の支援を目的とした義援金を受付し、被災者の支援に活用	総務部総務課 電話 30-9052 FAX 30-9706	
	3	災害ボランティアの募集	/					久留米市災害ボランティアセンターにてボランティアを募集し、支援活動を実施	久留米市社会福祉協議会 HPから申込可 電話:080-5074-9103 FAX:34-3090	